

近世前期の出産

——大和国無足人山本平左衛門日記を素材に——

横 田 冬 彦

【要約】江戸時代の出産については、民俗学調査を援用したり、江戸後期の墮胎や間引きを禁止する人口政策史料から推定され、領主政策以前の平常産そのものを直接に明らかにすることはできていなかった。本研究は、一七世紀後半～一八世紀初めの大和国添上郡田原郷の藤堂藩無足人山本平左衛門の日記を素材に、近世前期の出産がさまざまな女性たちの協働によって行われていること、それにもなうさまざまな産育儀礼の存在を示した。また、その背景にはこの時期の高い妊産婦死亡率があることを述べ、あわせて大正期に行われた民俗学調査についても検証する。

史林 一〇三巻二号 二〇二〇年三月

はじめに

1 問題の所在

日本近世における出産の問題を考察するにあたって、我々は戦前以来の二つの研究史上の成果を持っている。一つは富士川游に始まる産科学を中心とした医学書・医学史研究^①であり、もう一つは出産の習俗をめぐる民俗学的調査の成果である^②。戦後、助産婦介助から病院出産へという出産形態の変化を背景としながら、一九八〇年・九〇年代になると、出産を

歴史的な視野で位置づけることでこれら二つの研究潮流の総合が試みられるようになる。たとえば、歴史社会学の落合恵美子^③は、一八世紀後半にそれまでの人口停滞が急速な（近代につながる）人口増加へ展開するという歴史人口学の成果をふまえて、医学書・医学史研究における賀川流産科の登場と、墮胎・間引きなどの習俗に関する民俗学的知見とを結びつけ、西欧の社会史研究における「出産の近代化」という構図をも援用しながら、江戸時代後期における「出産革命」の存在を提唱した。

さらに、その後の研究を主導した沢山美果子^④は、墮胎・間引きなどの習俗を否定しようとする領主の人口政策に関わって残された一次史料をはじめ本格的に歴史学研究の俎上に載せた。その意義は何よりもまず、それまでのような、墮胎や間引きを批判する教諭書や医学書あるいは文芸・随筆史料などの言説分析、時代特定がむづかしい民俗学調査の援用、宗門改帳などによる集合化された統計的数値の傾向分析ではなく、出産の現場そのものにかかわる一次史料を発掘、分析したことにある。そして、領主政策を論ずることで、出産の問題を男女・家・共同体・領主などさまざまな権力関係が取り結ぶ社会的構造として解明しようとした。それはまた「出産の近代化」を、清潔で安全な病院出産への過程というよりは、出産の医療化・管理化、公権力による女性の身体への介入としてとらえるような研究動向をも生み出したが、史料のありようと方法論の明確な提示は、各地における史料発掘や研究の活性化^⑤を広くうながすことになった。

他方で、たとえば宗門改帳を補完する「懐妊書上帳」や寺院過去帳などの利用、賀川流産科書や産科医の広がりの実態^⑦、祝儀贈答といった生活記録の利用など、歴史人口学・医学史・教育史・民俗学など各分野においても、資料・データのあり方というレベルにまで掘り下げた再検討が進んできている。

しかし、なお問題も残されているように思われる。すなわちこれまでの研究が、史料の残存事情もあって、近世中後期とりわけ後期に集中していることである。また、領主側の人口政策史料が異常産の摘発を媒介したものであることを考えるなら、むしろ近世前期、領主の人口政策介入以前・賀川流産科成立以前における、個別具体的な平常産の現場を語る、

できるだけ良質な一次史料による事例研究が積み重ねられるべき段階にあるのではないか。そのことよって、たとえば異常産と平常産の全体的な比率はどのようになっていのか、平常産を示すとされた民俗学的知見はどこまで遡及可能かといった基礎的な事実認識についても、きちんとした橋頭堡を確保することができよう。

2 史料について

以上のような課題意識をふまえ、本稿では、大和国添上郡田原郷大野村に住む藤堂藩無足人山本平左衛門忠辰の日記を分析素材としたい。この日記は、平左衛門が延宝四年（一六七六）三六歳で家督を継いだ年から享保五年（一七二〇）に八〇歳で死去する前月まで、毎年一冊ずつ書き綴られていたもので、断続的に一六冊が現存する。

無足人とは、元和五年（二六一九）に伊勢藤堂藩の飛地領五万石が山城・大和に設定された際、その地の在地土豪たちを、正規の家臣（武士身分）としてではなく、いわゆる郷士として取り立てたものである。山本家は、無足人の中でも、藩主巡検に際しては伊賀上野で「独礼」を許される家格を持ち、日常的にも「自然之時御供可相勤」ために具足一領・鎧一筋・馬一匹・鉄砲一挺および家来十人（元禄5・12・14）という在郷武士としての態勢を保持していた。他方、経営的には「当所持之村高」として六六石余を持ち（貞享3・2・21）、三家の「譜代家来」を含む十人ほどの下人を使い、「下人下作」を含めて農事を行う手作地主であった。山本家の親族関係についても平山敏治郎の基礎的研究があるが、こうした武士下層⇨村落上層の両面をもつ階層的・身分的位置から、その親類や交流には、藤堂藩等の家臣である武士から、村落庄屋などの上層百姓、南都奈良町の町人、あるいは法隆寺僧や春日社家などの諸身分が混在し、また平左衛門自身は、この日記を漢文で書くような知的水準を保持していた。

もちろん男性家父長の日記というフィルターを通して出産をみることは限界をもつが、この時代の出産は、家と村がさまざまな儀礼や贈答を通して新しい構成員を迎え入れ、「産穢」が家と村の諸行事を規制する社会的な出来事であり、ま

【表1】 山本平左衛門（忠辰）家・基礎データ

年代	日記	父政信	母祐寿	平左衛門忠辰	妻雪	子辰行	辰行妻石	山本家記事	親類記事
寛文12年	1672	61歳	52歳	32歳	17歳			平左衛門忠辰、雪（明石安藤政家女）と婚姻	
延宝1年	1673	62歳	53歳	33歳	18歳	1歳		妻雪、男子辰行出産	
延宝2年	1674	63歳	54歳	34歳	19歳	2歳		8/16母祐寿死去	
延宝3年	1675	64歳		35歳	20歳	3歳		12/16妹品（上田庄大夫妻）死去17歳	
延宝4年	1676	1-12月	65歳		36歳	21歳	4歳	6/18妻雪流産、11/11平左衛門忠辰家督継承	
延宝5年	1677	1-閏12月	66歳		37歳	22歳	5歳	(A)6/3妻雪、女子百出産、12/13忠辰祖母貞寿死去93歳	
延宝6年	1678		67歳		38歳	23歳	6歳		
延宝7年	1679		68歳		39歳	24歳	7歳		
延宝8年	1680		69歳		40歳	25歳	8歳		
天和1年	1681		70歳		41歳	26歳	9歳		
天和2年	1682	1-12月	71歳		42歳	27歳	10歳		6/29吉田長経、高田道漸娘と婚姻
天和3年	1683		72歳		43歳	28歳	11歳		
貞享1年	1684		73歳		44歳	29歳	12歳		
貞享2年	1685		74歳		45歳	30歳	13歳	2/17妻雪、女子町出産、7/14忠辰男子藤六死去、7/18忠辰女子百死去	
貞享3年	1686	1-12月	75歳		46歳	31歳	14歳	12/15妹ふう（加藤六兵衛妻）死去27歳	
貞享4年	1687		76歳		47歳	32歳	15歳		
元禄1年	1688		77歳		48歳	33歳	16歳		
元禄2年	1689		78歳		49歳	34歳	17歳		
元禄3年	1690		79歳		50歳	35歳	18歳		
元禄4年	1691		80歳		51歳	36歳	19歳	7/21妻雪（貞意）死去	
元禄5年	1692	1-12月	81歳		52歳		20歳	11/6父政信死去	(E)1/22岡本八左衛門嫁、男子出産、(D)2/2吉田長経妻、女子鍋出産、(F)15/24横田重頼妻、女子出産
元禄6年	1693				53歳		21歳		
元禄7年	1694				54歳		22歳		
元禄8年	1695				55歳		23歳		
元禄9年	1696	1-12月			56歳		24歳	8/辰行盗賊を討	
元禄10年	1697	1-4月			57歳		25歳		
元禄11年	1698				58歳		26歳		
元禄12年	1699	1-12月			59歳	27歳	16歳	閏9-12月辰行、石（吉田長経娘）と婚姻	(F)2/12横田重頼妻、男子出産
元禄13年	1700				60歳	28歳	17歳		
元禄14年	1701				61歳	29歳	18歳		
元禄15年	1702				62歳	30歳	19歳		
元禄16年	1703	1-12月			63歳	31歳	20歳	(B)5/14辰行妻石、女子十出産	(F)3)4/22横田重頼妻、女子出産
宝永1年	1704				64歳	32歳	21歳		
宝永2年	1705	1-12月			65歳	33歳	22歳	4/17平左衛門妹町、河内山形家へ嫁	
宝永3年	1706	1-10月			66歳	34歳	23歳	2/25姉妙寿死去69歳	(G)1)7/6芝葛光妻、男子出産
宝永4年	1707				67歳	35歳	24歳	4/4姉督（小橋宗友妻）死去	
宝永5年	1708				68歳	36歳	25歳		
宝永6年	1709				69歳	37歳	26歳		
宝永7年	1710	1-12月			70歳	38歳	27歳	(C)9/14辰行妻石、男子源次出産	
正徳1年	1711				71歳	39歳	28歳		
正徳2年	1712				72歳	40歳	29歳		
正徳3年	1713				73歳	41歳	30歳		
正徳4年	1714				74歳	42歳	31歳	これ以前、辰行男子源次死去	
正徳5年	1715	1-12月			75歳	43歳	32歳		(G)2)11/11芝葛光妻、女子出産
享保1年	1716				76歳	44歳	33歳		4/14芝葛光妻死去
享保2年	1717	1-12月			77歳	45歳	34歳		9/横田重頼妻、男子出産
享保3年	1718	1-12月			78歳	46歳	35歳		
享保4年	1719				79歳	47歳	36歳	4/11忠辰、平左衛門名跡を子辰行に譲る	
享保5年	1720	1-8月			80歳	48歳	37歳	9/17忠辰死去	吉田長経死去

■は日記のある年を示す。記事欄の太字は、本文で言及した出産事例。

た、親類や村のさまざまな女性たちの協働を必要としたから、散見される記事を注意深く集めていくことで、出産がもつさまざまなレベルの問題を導き出すことができるのである。

【表1】は、平左衛門忠辰夫妻、その父政信夫妻、嫡男辰行夫妻の年令、および残存する日記や系譜などからわかる出産記事を照合させたものである。以下第一章では、山本家が出産の当事者になる事例（平左衛門の妻雪の出産と、息子辰行の妻石の出産）をあつかう。記事が豊富であり、出産をめぐる一門・親戚や村人、産婆や巫女、医者など、さまざまな人々の関わりかたの構図をあきらかにしたい。第二章では、一門・親戚の出産事例（相舅吉田長経の妻・又従弟横田重頼の妻の出産など）や、山本家が抱える「家来」の妻たちの出産事例もとりあげ、この構図を補足する。第三章では、そのほかの村人らの事例もふくめた四七例について、母子が死亡するような難産・墮胎などの異常産をとりあげ、その比率についても推計してみたい。

なお奈良県については、大正四年（一九一五）に全県規模で行われた民俗調査『奈良県風俗誌』が残されている¹²。山本家の所在する添上郡田原郷をはじめ添上・山辺・生駒郡など奈良県北部で記述された習俗慣行が、近世前期の実態とどのような関係にあるのかという点についても検証したい。

- ① 富士川游『日本医学史』（裳華房、一九〇四年）、緒方正清『日本産科学史』（丸善、一九一九年）、佐伯理一郎『日本女科史』（一九〇一年、吐鳳堂書店。医学史の系譜では近年のものとして、杉立義一『お産の歴史』（集英社新書、二〇〇二年）、新村拓『出産と生殖観の歴史』（法政大学出版局、一九九六年）などがある。
- ② 柳田國男の提唱による、母子愛育会編『日本産育習俗資料集成』（第一法規出版、一九七五年）。大藤ゆき『見やらい』（岩崎美術社、一九六七年）、瀬川清子『女の民俗誌―そのけがれと神秘―』（東書選書、一九八〇年）など。矢野敬一「誕生と胎衣―産育儀礼再考―」（『列島の文化史』四、一九八七年、飯島吉晴「いのちの誕生と成長」（『日本の民俗』8成長と人生）吉川弘文館、二〇〇九年）。
- ③ 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』（勁草書房、一九八九年）、特に第三章「江戸時代の出産革命」（初出は一九八七年、「近世末における間引きと出産―人間の生産をめぐる体制変動―」（『ジェンダーの日本史』上、東京大学出版会、一九九四年）。
- ④ 沢山美果子『出産と身体の近世』（勁草書房、一九九八年）、『性と生殖の近世』（勁草書房、二〇〇五年）、「江戸の捨て子たち―その肖像―」（吉川弘文館、二〇〇八年）など。

- ⑤ 高村恵美「水戸藩領における出産と『近代』」(『女性史学』一、二、二〇〇二年)、宇佐美英機「近世京都の産の町触」(『新しい歴史学のために』二一七、一九九四年)、横田武子「福岡藩における産子養育制度」(『福岡藩における産子養育制度の変遷』(『福岡県地域史研究』一四・一五、一九九六・九七年)、桜井由幾「聞引きと墮胎」(『日本の近世』一五、一九九三年)、井上隆明「近世後期の出産をめぐる意識」(『福岡藩郡方を中心に』(『七隈史学』四、二〇〇三年)、山中浩之「在郷町商家における産育儀礼」(『歴史・民族・考古学論攷』一、二〇一九年)。
- ⑥ 鬼頭宏「人口から読む日本の歴史」(講談社、二〇〇〇年、初版は一九八三年)、「宗門改帳と懐妊書上帳」(『十九世紀北関東農村の乳児死亡』(速水融編『近代移行期の人口と歴史』ミネルヴァ書房、二〇〇二年)など。
- ⑦ 鈴木則子「近世後期産科医療の展開と女性」(賀川流産科をめぐって)、『アジア・ジェンダー文化学研究』創刊号、二〇一七年)。
- ⑧ 太田素子編『近世日本マビキ慣行史料集成』(刀水書房、一九九七年)、太田素子「江戸の親子—父親が子どもを育てた時代」(中公新書、一九九四年)、『子宝と子返し—近世農村の家族生活と子育て』(藤原書店、二〇〇七年)など。
- ⑨ 水木要太郎コレクション(現在は国立歴史民俗博物館所蔵)。水木については、久留島浩・高木博志編『文人世界の光芒と古都奈良—大和の生き字引・水木要太郎』思文閣出版、二〇〇九年。水木が柳田國男の提言を承けてこれを収集し、翻刻したことについては、平山敏治郎の証言がある(『近世諸家日記』の刊行計画)、『定本柳田國男集』月報二二、筑摩書房、一九六二年)。本稿では、水木による翻刻原稿をもとに、平山の「解説」を付して刊行された、清文堂史料叢書『大和国無足人日記』上下巻(一九八八年)により、年月日のみを記す。

また、史料引用以外の本文記述は、通称平左衛門で統一する。

- ⑩ 寺尾宏二「無足人の再研究」上・中・下(『経済史研究』一六一・四・六、一九三六年)、「無足人の再研究」上・中・下(『歴史地理』七二一・三・四・五、一九三八年)。久保文雄「伊賀国無足人の研究」(『同朋社』一九九〇年)、岡島永昌「藤堂藩城和領における無足人の研究」(『奈良歴史研究』四六・四七、一九九七年)。また、平山敏治郎には、「大和の無足人について—山辺郡小山戸組改帳を中心として」(『人文研究』六一九、一九五五年)、「大和の無足人について第二—添上郡田原郷此瀬村吉田家の場合(同上八四、一九五七年)」、「山城国無足人について」(『人文研究』一八一三、一九六七年)などがある。
- ⑪ 平山敏治郎「無足人家の家来について—特に添上郡田原郷大野村山本家—」(『人文研究』八一四、一九五七年)、「郷士家の家族的周辺」(『史林』四一—四、一九五八年)、「元禄前後における一村落の歳時習俗について—山本平左衛門日記抄—」(『人文研究』一〇一—一〇、一九五九年)、前掲『大和国無足人日記』上巻「解説」。
- ⑫ この調査については、安井真奈美編著『出産・育児の近代—奈良県風俗誌』を読む(法蔵館、二〇一一年)が詳しく、その出産関係部分(「懐胎」「分娩」の項目)については、残存するすべての町村について、同書に翻刻されている。この調査を主導した高田十郎については、黒岩康博「高田十郎」『なら』に見る近代大和の「地域研究」ネットワーク(『日本史研究』五二五、二〇〇六年)が詳しい。高田はその後、一九三五年に恩賜財団母子愛育会が柳田國男の意見で実施した「全国各地ニ於ケル妊娠、出産及育児ニ関スル行事、伝説、習俗等」の調査の際に、奈良県委嘱調査員としてその調査報告を執筆したが、結局その時は出版されなかったため(戦後に出版されたのが、前掲『日本産育習俗資料集成』)、高田の執筆部分を独自に奈良県社会事

業協会が刊行したのが、高田十郎『妊娠・出産・育児に関する郷土大和に於ける民俗』（一九三六年、奈良県社会事業会）である（その復刻版が『日本（子どもの歴史）叢書』一二一、久山社、一九九七年に所収）。これら一九三五・三六年のものは分類項目の立て方に若干の違

いがあるが、事例記述はほとんど同じであり、後者の緒言で『奈良県風俗誌』の編纂誌料によったことを述べているので、本稿では高田がまとめ直した両書には依らず、安井編者所収『奈良県風俗誌』の諸町村報告を参照する（以下、『風俗誌』と略記）。

（一）山本家の出産

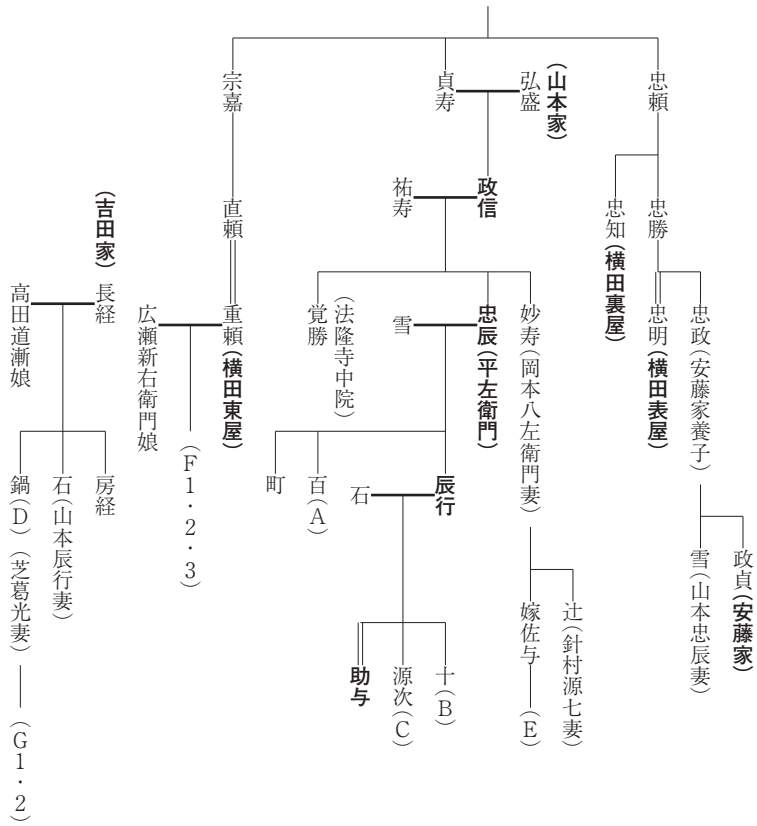
1 平左衛門妻雪の女子（百）出産（A）

延宝五年（二六七七）六月三日、平左衛門の妻雪は、女子百を出産する。平左衛門三七歳、雪二二歳である。雪は、寛文一二年（一六七二）に一七歳で嫁ってきて、翌延宝元年（一六七三）に長男辰行を出産した。日記の延宝四年六月一八日条に「於雪流産」とあるが、このとき平左衛門は江戸滞在中だったので、詳細はわからない。今回も出産は山本家で行われたが、平左衛門をはじめ二人の子を産んだ姑の祐寿は、長男辰行出産の翌年に死亡している。

女子が生まれたのは六月三日酉刻（午後六時頃）であるが、翌四日の記事によれば、
妻女（雪）産之取上祖母者、矢田原彦一郎後家雇之、平大輔（辰行）産同人雇之故、佳例也

この時「取上祖母」＝産婆として雇われたのは矢田原村の彦一郎後家であり、四年前の長男辰行出産の時と同じなので「佳例」であるとされている。「雇」とあるが、この彦一郎後家が出産介助を専業とする産婆だったかどうかはわからない。

同日の記事に「泰産為祝、一門中女中、日中一飯」とあり、「泰産の祝」つまり安産であったことを祝う為に、「一門中女中」の祝宴が行われた。その際、雪の祖母の横田忠勝の妻は病気で来れなかったと記すが、一カ月後に死亡した（延宝5・7・6）。「一門中」とは、山本家のほか、系図に示した東田原郷日笠村の横田三家（表屋・裏屋・東屋）のことである。



注：Ⅱは養子関係、本稿にかかわる人名のみ載せた。

出産の翌日であるから、これら一門の女性たちは出産の手伝いに来ていたと思われるが、この一門親族の女性たちが昼食を共にすることで、まずは母体と生子の安産を祝ったのである。『風俗誌』にいう、「初祝」「三日祝」にあたるものであろう。

ついで六日目の六月八日には「女子誕生為祝、当村女共来、餅持参」とあって、大野村の女性たちが餅を持参して祝い集まっている。『風俗誌』では「六日たれ（産毛剃り）」といわれるが、日記にその記載はない。「一門中女中」に対する「当村女共」の参集は、中世惣村の「女房座」^①のようなものを想起させる。なお、この時も祝宴は行われたらしいが、その食事が悪かったのであろうか。夜になって「女共気色悪」くなり、医療経験を持つ横田直頼^②（東屋）が「療治」に呼ばれ、一門中残らず徹夜で「看病」にあたる事態になったが、翌日・翌々日にはほぼ快癒した（延宝5・6・8・10）。このように男性医者は身近に存在しているが、平産だったからか、雪の出産そのものへの立会や関与は認められない。

雪の実父安藤忠政は、横田忠勝（表屋）の子で、播磨明石藩松平（藤井）氏の家臣安藤家の養子となったが、この時点では死去しており、その子政貞の代になっていた。その明石安藤家から祝儀の使者が到着したのは六月一九日、一七日目である。「去三日生ル、女子（百）ノ方へ帷子二、平兵衛（政貞）内方送之、肴ハ政興（平左衛門忠辰）へ平兵衛到来也」とあって、安藤家の現当主政貞から山本家の当主平左衛門へ「肴」が、その妻から女子百へ「帷子」が送られている。後者が前者（家としての祝儀）と区別して、しかも先に記述されているのは、ほんらいは実母から出産した娘へ産着を与えるという儀礼が意識されているからであろう。

出産三一日目になる七月三日は、「産所明」であるとして産婆と「惣市」が山本家に来ており、同時に宮参りも行われた。「惣市」とは、中貫社など田原郷が抱える巫女である。^④

今日娘御百、産所明相当故、取上祖母并惣市等来、娘（百）中貫・今井堂両社詣

「産所明」は産婦が床上げをして「産所（産室）」を出ることで、後述（C）では一日目に行われているが、このよう

に遅れたのは、七月七日に「産後瘧」の記事があるように、雪の回復が遅れていたためであろう。

この「産所明」に「惣市」が来訪したのは、後述する(C)で「産所明、惣市女令清祓」とあるように「清祓」をするためであろうが、「清祓」とは何か。まず、出産のほぼ二〇日前の五月一三日に行われた「地祭」との対応が考えられる。

十輪寺来、荒神供修之、序二女共来、六月産月故地祭

「荒神供」は山本家の竈神カマドノカミ・屋敷神の通常の祭祀で、菩提寺十輪寺の僧が行ったのであるが、それに合わせて「女共」が参加した「地祭」が行われたのである。「六月産月故」とあるから、出産の準備・産室ウツロの設しえのための祭祀であろう。

この「六月産月」については、出産後の八月二日条に「庚申待未進、宮之、六月産穢故、延引也」とあって、庚申待の頭役をほんらいは平左衛門が務める順番であったのを「六月産穢故」に延期していたが、出産後一月余を経て行ったという記事がある。これらを合わせると、産婦が「産月」(産褥期間)の間籠こもる「産所」は、「産穢」に関わるものとして認識され、その設定には「女共」の「地祭」が、その取り払いには「惣市」による「産所明ニ清祓」が行われるものであった。

床上げの具体的内容は、産婆と「惣市」が、産婦の体を清拭し、産褥・産室を掃除(おそらくは胞衣の処理も)することであるが、それが「清祓」といわれたように呪術的なものとして認識されているのである。^⑤また、産所を設定した「地祭」の「女共」に、産婆や「惣市」が含まれていた可能性もある。

なお、この日、百は中貫・今井堂両社に参詣している。宮参りである。東田原郷の郷社は、中貫村が中貫社を、日笠・大野・杓掛三村が今井堂社を鎮守としていたが、この両社に詣でたのは、山本家が祖父弘盛の代に中貫村から大野村へ移住したからであろう。また、日記での「百」の名前はここが初出であるが、この日に名付けとその産土社への報告がおこなわれたのである。^⑥

以上の経過からみれば、産婆や「惣市」、一門中や村の「女共」といった女性たちの関わりが特徴的である。それは出産が(家)という枠にとどまらない(場合によっては婚家の姑や実家の実母がいなくても代替されるような)ものでありえたこと

を示している。

2 辰行妻石の女子（十）出産（B）

元禄一六年（一七〇三）五月一四日、平左衛門の嫡男辰行の妻石が女子十を出産した。辰行は三一歳。妻の石は、此瀬村吉田長経の娘で、一六歳の時に嫁してきて、二〇歳のこの時がおそらく初産であった。

これに先立つ二月二四日、平左衛門は「懐妊之事、賀シ申」ために吉田家へ赴いている。実際の出産から単純に逆算すると妊娠七ヶ月目になる。『風俗誌』で懐妊五ヶ月頃の「帯祝い」といわれるものであるが、日記に「帯」という語は全く出ない。妊婦が懐妊した事実とその子供を産むことを両家で確認するというのが、ほんらいの趣旨であろう。石の姑にあたるのは平左衛門の妻雪であるが、雪は元禄四年に死去している。これ以後、産婦の実母である吉田長経の妻が何度も山本家を訪問しているのは（三月五日「為花見」、二六日「為訪産前」、四月一九日「為訪娘産前」、妊婦の健康管理のためであろう。一〇ヶ月目に入った四月二二日には再び平左衛門が吉田家を訪れ、「辰行妻産之節、可到親方彼方之日時之事申合」、つまり出産に際して吉田の実家へ帰る日程を相談している。

そして、出産の一〇日余り前の五月二日、石は、山本家から町と下女喜多・下男長四郎を伴って実家に帰った。この年一八歳の辰行の妹町（石の小姓）が同行したのは、雪の代理ということであろう。また下女喜多は、もともと「妻女（雪）譜代者」（天和2・1・17）であった。

五月一四日の出産は卯時（午前六時頃）であったが、知らせを受けて、平左衛門と辰行が大雨の中を駆け付けている。翌一五日にも産婦を見舞っているが、その時は「取揚姥中庄弥三郎母対面故、産所之謝詞申入也」と記される。産婆に対して「産所之謝詞」を述べたというのは、産婆が産所空間と出産過程を全体として統括しているからであろう。産婆は南田原郷中庄村の弥三郎母と記されているが、もとは吉田家のある此瀬村と同じ和田郷の和田村出身であった（宝永7・3・

8) から、実家の吉田家側の選定であろう。

注目したいのは、一九日(六日目)夜に平左衛門が松井方菴を連れて吉田家の産婦を見舞っていることで、方菴は翌日の「産所一七夜」の饗応にも、平左衛門・辰行父子とともに相伴している。松井方菴は南都の者で(元禄16・1・4)、おそらく医者であろう。産後の妊婦の体調が思わしくなかったために診察を受けさせたものと思われる。

五月二四日は「産屋十一日目故」、平左衛門は吉田家を訪れて「御十女」と「名付」をし、その後十は「産神」此瀬天満社に参詣した。「産屋」の一日目だからとあるのは、産褥を片付け産室が掃除される「産所明」が行われたからであろうか。産婆とともに「惣市」も来ている。

孫女産屋十一日目故、予到吉田家而、名令付之、号御十女、其後御十、産神天満宮参詣 巳時、当家代々東田原住宅故、以中貫・今井堂両社雖為産社、御十此瀬村之産故、以天満為産社事、当家初例也(元禄16・5・24)

山本家は東田原郷(中貫村↓大野村)に居住しているので、和田郷の此瀬天満社を「産社」とすることは「当家初例也」と述べている。石が此瀬村にある実家吉田家で初産をしたため、十の「産社」は山本家のある東田原郷の今井堂社や中貫社ではなく、和田郷此瀬村の此瀬天満社になったのである(なお、広い意味での田原郷は、東田原・南田原・和田・矢田原等の各郷をふくむ)。「家」の鎮守神ではなく、出生したその土地の鎮守を「産神」「産社」とするのは、より古い形を伝えていると思われる。この後、十が八歳の時に此瀬天満社造替の費用を「氏子」並に負担していることもわかる(宝永7・9・23)。

ここで平左衛門は「産社」が変わることを「当家初例」と述べているから、初産かどうかにかかわらず婚家で産むのを常態とする観念があったと思われる。実際、平左衛門の妻雪は、長男出産の時も山本家で出産していた(長女百出産と同じ産婆)。それでも実家での出産を「初例」として認めたのは、姑雪がすでに死去していたからであろうか。

この日は、此瀬天満宮参詣後、吉田家で昼飯の饗応が行われている。出席者は、平左衛門のほか、町が「表向之客」として「出座」、同じく下女喜多、および産婆と「惣市」であった。ここでも町が姑雪の代行をしている。

平左衛門は帰村後、大野村の村中棟別に「産屋餅」を二つづつ賦っており、六月一三日（出産三〇日目）には中貫村中に、村からの祝儀＝鳥目三〇〇文への返礼として、「産所為悦餅」を賦っている。

さらに六月二一日には、「産生之祝」として、「当村姥共」が餅・米を持参しているが、その「惣代」は「九右衛門妻・彦右衛門妻・九一郎祖母・助次郎妻・新右衛門妻等」という大野村の既婚女性たちであり、これが前述したような「女房座」の女性たちといえるかもしれない。なお、このうち九右衛門妻の場合、自分の娘は二年続けてその「嬰兒」を産後すぐに死なせていたことが知られる（元禄12・5・11、 δ 3、後述）。

六月二十九日（出産四六日目）、石と生まれたばかりの娘十は山本家へ帰宅する。その際山本家から迎えにいった下女喜多等三人には饋白餅・干魚が与えられた。また、吉田家から付き添ってきた下女二人には「産之節粉骨之旁」として夫の辰行から鳥目一〇〇文・木綿足袋一足づつが与えられたから、実家で世話をしていたのがこの二人だったのだろう。他方、吉田家からは、産婦の「土産」として赤飯・干魚が贈られ、喜多にも鳥目一〇〇文と紙等が贈られた。そして翌晦日、山本家での祝宴が開かれた。

御十女・同母（石）、昨日依令帰家、今日吉田氏・横田氏両家 各上衆分不残、男女十三人、并取上姥、左助 又七妻・娘・清五郎母・同妻・同女子二人・半六母・一八・猪之助、已上家来十一人、上下合廿四人、夕食饗応、此事昨日可令營之処、昨日者、前御領主御忌日故令遠慮、今日營之也（元禄16・6・晦）

吉田氏と山本一門である横田両家の「上衆」男女一三人のほか、産婆、そして山本家の「家老」である左助、家来又七の妻・娘、清五郎の母・妻・女子二人、半六の母・弟一八、猪之助ら一人、上下あわせて二四人が招かれている。ここで大半が女性たちであることに注意しておきたい。なお、「上衆」には一門中の横田重頼の妻も招かれていたであろうが、彼女もまた元禄一二年に「稚児」を亡くし（後述F2）、この二ヶ月前にも胞衣が下りず瀕死の難産を乗り切ったばかりであった（F3）。また、家来又七妻は三ヶ月前に女子を出産したばかりであり（元禄16・3・24、 β 6）、ここに連れてきた

娘はその女子であろうが、この三年後には「半産」で死亡する（宝永3・7・18、β9）。半六母も来ているが、その娘と津（半六妹）は二ヶ月前に「難産」で死亡していた（元禄16・4・23、β7）。祝宴に参加した女性たちそれぞれが、さまざまな〈出産経験〉をもっていたのである。

七月四日には、辰行妻の「乳汁不足」の記事があり、養生のため鮒を得ようとしたが得られなかったという記事がある。結局八月一二日以降二九日まで、彼女の悪寒・発熱・瘧疾、母乳不足のため、毎夜、十輪寺の家来助三郎の妻から乳をもらっている。なお、助三郎妻は、四年前に難産で吐血・痙攣して重体となり横田重頼の「医療」をうけている（元禄12・20、21、β5）。この時助かったのかもしれないが、ここはおそらく後妻であろう。

なお、宝永七年（二七一〇）三月八日、八歳になった十が流行中の痘瘡に罹り全快した時、「痘之祝儀」として、十の産婆であった弥三郎母（出産時は中庄村で弥兵衛後家、この時は南都今井町で馬借をしている子弥三郎と一所に住んでいた）に、赤飯が送られている。無事に出生した子と産婆との親密な関係を見ることができるといえる。

3 辰行妻石の男子（源次） 出産（C）

宝永七年（二七一〇）九月一四日、辰行の妻石は男子源次を婚家の山本家で出産した。辰行は三八歳、妻石は二七歳である。（B）での十の出産から七年経っているが、産婆は十の時と同じ弥三郎母であった。前述した十の「痘之祝儀」は三月で、今回の出産から逆算すると妊娠三ヶ月で、未だ次の出産を予定する時期ではなかったと思われるが、出産の前月閏八月二〇日に来訪しているのは、間違いなく新たな出産の準備であろう（「地祭」かもしれない）。この日は矢田原にいる娘の所に赴いており（息子弥三郎の居る南都では直ぐに駆けつけられない）、出産当日も山本家から遣わした迎えの駕籠で矢田原から来ている。平産であった。また、出産当日の一四日以降二二日まで、「産婦懇意之者」として此瀬村の久蔵妻が雇われている（宝永7・9・21）。此瀬村は実家吉田家があるから、産婆と同じく、初産の時の補助者がそのまま望まれたの

であろう。

このように、平左衛門妻雪の場合でも、辰行妻石の場合でも、産婆が同じ産婦に「佳例」として継続して「雇」われたのは、「惣市」のように郷村や地域単位で担当する関係をもつのではなく、「懇意」という言葉で表わされるような、妊婦との間に形成された親密な個人的関係によつたのであり、それは出産後も宮参りや百日祝、痘瘡祝などの儀礼を重ねることで維持されていた。そこには、子の成長を見守るといっただけでなく、母の体調・懐妊管理（および、これまで想定されてきた出産調整）という役割もあつたと考えられる。

九月二四日、出産から一一日後の「産所明」には「惣市女」による「清祓」がおこなわれ、平左衛門によつて源次と名付けられた。中貫社・今井堂社への「宮参」では、「惣市」による神樂が行われている。昼飯饗応（「産明之祝」）では、東屋横田重頼の母・妻、吉田長経の男子房経（石の実兄）の妻、家来清五郎妻など、十出産の時の祝宴と同じく「上衆分」と「家来」の女性たちが招かれ、産婆と「惣市」、「産婦懇意」の久蔵妻が参加している。さらに「三家来子共」が参加しているのにも注目しておきたい。

稚子産生今日十一日立故、産所明、惣市女令清祓、名ヲ号山本源次、中貫社・今井堂社参詣、於両社惣市奏神樂、帰家、祝之昼飯有之、客、重頼母・同妻 不參病、一房経妻 不參・惣市・清五郎妻・□□□三家来子共・取上姥・久蔵妻等也 ○源次宮参、中貫初・今井堂□両社共、巳之後事済、飯後一睡而小雨（宝永7・9・24）

二五日には、産婆に「産所粉骨為礼」として夫辰行から鳥目一貫文・干魚一〇・餅等が、産婦より足袋一足・半紙一帖が贈られ、二七日には久蔵妻に銀子五匁・足袋一足・餅五が贈られた。前述した下女らに与えられた礼が錢一〇〇文づつ、久蔵妻の銀五匁は錢三三〇文ほどだから、産婆への錢一貫文は、久蔵妻の三倍、下女の一〇倍になる。それが産婆の技術料に相当するといえようか。

産後一〇〇日にあたる一二月二四日には、「寸志之祝」として、産婆の弥三郎母から十と源次に「歳末祝儀」が届けら

れている。

4 小 括

第一は、出産が女性たちの協働で支えられていたことである。実母や一門・親類の女性たち、「懇意」の女性や「譜代」の下女、家来の母・妻といった親密な女性たちだけでなく、「取上婆」や「惣市」といった技能をもつ女性、さらに「当村女共」「当村姥共（既婚女性）」など村（女房座）の女性たちである。ここで重要なのは、彼女たち自身も、出産をめぐるさまざまな経験をしてきたことであり、だからこそ、産婦の不安と恐れを共有することができ、無事安産であったときの祝意には実意が籠められていたのだと思われる。その共通体験・共有された意識にこそ親密性の根柢があったと思われる。それは、同じ産婆が継続される理由でもあろう。

第二に、「地祭」から「産所明」にいたる一月余りの「産月」期間には、「産穢」を軸とする呪術的な要素が濃厚に支配している。親密性とは別のこの呪術性もまた、「女共」の「地祭」から「惣市女」による「清祓」まで、女性たちによって担われているのである。

特に「惣市」がすべての「産所明」において「清祓」を行い、(C)では宮参りの際「神楽」を奏したことに注目しておきたい。「惣市」は産婦との個人的関係というよりは、郷抱えのようであり、郷社祭礼での湯立神事や神楽だけでなく、氏子の山本家の馬が病死した時には既の「掃除」に呼ばれて、「馬之余氣令払捨」ために厩口で「祓」をしている^⑦。

第三に、出産後の六日・一日・三〇日等が節目となつて、初祝・六日祝・産所明・名付・産土神への宮参り、あるいは村落への披露や祝宴など、さまざまな産育儀礼が行われていることである。しかも、「産所明」・宮参り・名付は、雪の場合は一三一日目(A)、石の場合は一日目(B・C)に行われているように、形式化しておらず、産婦の産後の回復状況にあわせて行われている。産育儀礼とは、子の生育儀礼でもあるが、何よりも母の産の儀礼なのである。

第四に、家父長男性の役割^⑧。ここでの平左衛門は夫・義父であるが、その最も目に見える役割は「名付」である。それは宮参りとセツトで行われ、山本家の子であることの認定とその村共同体や宮座への媒介である。特に男子である場合、たとえば辰行が五歳の時には中貫社の「五歳頭」を勤めさせている（延宝5・9・24）。

① 女房座については、田端泰子「大名領国規範と村落女房座」（『日本女性史』二、東京大学出版会、一九八二年）、加藤美恵子『女』の座から女房座へ（『母性を問う』上、人文書院、一九八五年）、黒田弘子「中世後期の村の女たち」（『日本女性生活史』二、東京大学出版会、一九九〇年）などがその存在を実証しているが、出産にかかわる協働については知られていない。

② 横田直頼は、もと柳生陣屋に出仕した武士であったが、病気（延宝5・4・16）のため帰村し、「松永昌三に学び、学問多彩の人といわれた」（平山前掲「郷土家の家族的周辺」）。医療については、「直頼薬用之」（延宝5・2・25）、「直頼療治」（天和2・6・29）など。

③ 延宝五年（一六七七）十一月一日条に「妻女亡父安藤平兵衛十三回忌」とあるので、寛文五年（一六六五）没。また、産衣が弟の妻から贈られたことからいえば、雪の妻母も死亡していたと思われる。

④ 『日本国語大辞典』（小学館）は、「そのいち 閩市・惣市」の項で「村落に住む巫女。奈良県・京都府あたりでいう」と解説する。また、『日本歴史地名大系 京都府の地名』の京都府八幡市山本町の項も、石清水八幡社の麓の「馬場町辺りに住む巫女の中に神前神楽で惣市・権市を勤める者がある」とする。日記では、「惣ノ市」（貞享3・7・23）とも書かれるから「そののいち」と読んだと思われる。毎年九月二五日の中貫社の宮宮で、「御湯立」神事をしたり（元禄5・9・24）、御神楽を奏しており（延宝五年・貞享三年・享保二年、平左衛門の伯母が参詣した時にも請うて御神楽を奏してもらい（元禄5・2・

20）、父政信の「疫痢立願成就」では今井堂社で「御湯執行」湯立神事してもらっている（貞享3・閏3・13）。

ところが、貞享三年（一六八六）九月二五日の中貫社「夜宮奉幣神楽」は「惣市種女初出仕」となった。彼女は日笠村中尾家の娘で常念吉助の妻となり、「当年、姥惣市受讓」けていたが、「一家之清助」がこれに故障を申し、結局種が理運ということ、当祭から初出仕したものである（貞享3・9・25）。常念吉助は七月二日・八月四日も平左衛門に相談に来ていたが、「悉以彼職論事」とあるので、「惣市職」は権利化していたようで、一〇月一七日には「新惣市種女」が初めて「初尾米」を買いに来ているから得分権も付随していた。「前惣市」は六年後、八九歳で死去した（元禄5・4・25）。なお、山本家の下女夏が、水間村の父甚右衛門方へ帰り、「丹生村之農夫方」に嫁した際、婚家は「丹生村之巫家」であり、「巫女」を勤めることになるとする記事もある（元禄12・6・26、7・7）。

⑤ 『風俗誌』の「産所明」の項では、産婦の清拭とともに、産室の掃除・換気がなされ、「酒掃」や塩の撒布、「御幣」による「祓い」などが行われていたことがわかる（添上郡月瀬村・奈良市・生駒郡平群村・同生駒村など）。また、胞衣や産褥などの不淨物の処理について、もともと産室の床下や屋敷地内に埋めていたのが、明治の「清潔法施行以来」、墓地や山林（胞衣藪）に埋めたり焼却するようになったことなど（生駒郡生駒村・山辺郡朝和村など）が記されている。

⑥ 『風俗誌』「宮参」「名付」の項に、「十一日目二氏神へ参拜シ、命

名ノコトヲ奉告ス」(添上郡狭川村)、「十一日日生児ノ額ニ命名シ……氏神ニ詣ツ、コノ時仲間入りノタメ村内児童ニ菓子ヲ分与ス」(添上郡五ヶ谷村)などと、子の名前の産土社の神前への報告と、村ないし子供組への加入確認であろう。

⑦ 山本家の馬の病気には「医巧者」が呼ばれている。「死馬」は「畜生墓」に運ばれ「如法」捨てられたが、翌日、既の「掃除」に際し、「馬之余氣令払捨」ために「惣市」が招かれ、「於既口令祓」た(元禄16・8・1、2)。他の地域では、こうした役割が女性ではなく、非人によって担われることもある。山中前掲論文の河内の例では、産

婆が産褥の処理をしており、産婆の賤視(たとえば、大藤前掲書、五八〜五九頁)もふくめ、今後の課題である。なお中世では、巫女が産の祈願を行う例がある(保立道久「出産の情景」『中世の愛と従属』平凡社、一九八六年)。

⑧ 『風俗誌』には夫による「腰抱き」を記す村もあるが(添上郡月瀬村)、平左衛門の日記では不明。また、生類憐れみ令以後(B・C)でも「赤子制道役」のような男性村役人の介入も、今のところ読みとれない(下男の名が見えるが、実家へ帰る時の荷物運びか)。

(二) 親類・家来の出産

このように山本家の出産には一門中や親類がさまざまな形で関わったが、本章では、逆に親類関係の出産に山本家が出産に関わったかという記事を見たい。ただ、以下の事例はすべて平左衛門の妻雪が元禄四年(二六九二)七月に三六歳で死去した後になる。ほんらいは山本家の妻雪の役割は大きいはずだが、日記からは不明である。

1 吉田長経妻の出産(D)

元禄五年(二六九二)二月二日、吉田八左衛門長経妻の女子(鍋) 出産の場合が知られる。

吉田家はもと箸尾村の国人であったが、一時牢人となったこともあり、長経の時、寛文六年(二六六六)此瀬村の土地を買得して延宝六年(二六七八)に移住し、この頃から山本家との関係がはじまる。^① 平左衛門は長経より七歳年長であったので、天和二年(一六八二)に長経が藤堂藩家臣高田道漸の娘と結婚した際は、平左衛門が媒をし、妻雪が「婚礼之作法諸式」を世話した(天和2・6・29)。長経には二男二女が生まれ、長女石(天和三年生れ)はこのあと元禄二二年(二六

九九）に平左衛門の子辰行の妻（つまり山本家の嫁）となるが、この時生まれたのは次女の鍋（後の芝葛光妻）で、平左衛門は長経夫妻の後見的な立場である。

出産は婚家の吉田家で行われ、平左衛門は、産前に二度、産後すぐにも二度吉田家を訪れ（元禄5・1・8～2・5）、二月五日には吉田家に「産之祝儀餅」一九箇を送っている。

この時は、産婦の実家伊賀上野の高田家から実母是閑（高田道漸妻）が、出産の一ヶ月余り前の前年一二月から「産之用」で吉田家に来て、二月一三日に伊賀上野に帰っている。前日一二日が産後一日目にあたるから、出産に立ち会い、産所明（床上げ）や名付等の儀式を済ませ、一段落したということであろう。

ただ、長経妻は、産後の肥立ちが悪く、「為腹瀉養性」あるいは「患産後脾胃虚、為養性」、三月一五日に医師吉岡涼哲のもとで治療をうけるため奈良に滞在し、ようやく四月一〇日に快方して帰家した。

2 岡本八左衛門家（姉妙寿の婚家）の嫁佐与の出産（E）

（D）とほぼ同時期、元禄五年（二六九二）一月二三日に、山辺郡福住郷の岡本八左衛門家で、嫁佐与が男子（由松）を出産した。岡本家は藤堂藩無足人と推定され、平左衛門の姉妙寿が嫁していた。佐与はその嫡男権右衛門の妻である。

ところが、妙寿（五四歳）は、平左衛門の妻雪が前年に死去していたからであろう、自分の娘辻（この時針村源七妻、元禄5・1・17）と共に、前年末以来、重病であった実父政信の「看病」（元禄5・1・24）のために山本家へ里帰りしていたのである。しかし、この嫁佐与出産の知らせを承けて、一月二四日に急遽福住へ帰家。その後、妙寿は出産一五日目になる二月八日に再び山本家に戻っており、父政信は、この年一二月に八一歳で死去する。出産の相互扶助に関わる女性たちは、同時に老人介護の相互扶助をもになっていたのである^③。

横田重頼は、前述した横田三家のうち東屋横田直頼の養子で、平左衛門からは又従弟になり、医療の心得があるとともに、元禄九年（一六九六）〜一六年頃には日笠村の庄屋をつとめていることがわかる。日記の残る年代では、古市大庄屋広瀬新右衛門の娘である妻の出産が三回記録されている。

(F1) 元禄五年五月二四日、重頼の妻は女子を出産するが、「産月」ということで、実家の広瀬新右衛門家に帰宅しており、おそらく初産だったと思われる。平左衛門は、それ以前の五月一日に広瀬家の産婦に見舞を送り、出産二日後の五月二六日にも賀を伝え、産後六日目にあたる六月二日には、一重紐で薄紅の染め帷子を白木台に載せ、塩鯛一尾とともに「産之祝儀」として贈った。一門中としての祝儀であろう。重頼妻は、産後四〇日になる七月三日に、佐津と名付けられた女子とともに、実家広瀬氏の母と兄に伴われて、夫家に戻っている。

(F2) 元禄一二年一月二日に男子を出産した時には、実家ではなく、夫重頼の家で出産し、二日後の一月四日、産婦の兄広瀬新兵衛が産所を訪ねている。しかし、三月一三日の記事に、「頃日、重頼稚児死 正月生」とある。生後二ヶ月であった。

(F3) 元禄一六年四月二二日に女子を出産した時も夫重頼家であった。巳の上刻（午前一〇時頃）に女子は生まれた。が、後産の胞衣（胎盤）がうまく降りず、戌の後刻（午後九時頃）まで十時間以上かかった。

平蔵（横田重頼）妻、女子安産 巳之上刻、胞衣滞而所令難儀、戌後出而令案（安）堵 的場久右衛門妻母、以働功獲験

助かったのは、「的場久右衛門妻母」の働きの功によるとされる。的場久右衛門は大野村年寄であるが（元禄16・3・21）、妻の母なのか、妻と母なのか、産婆なのかもわからないが、熟練者として難産の急を凌いだということであろう。

日記ではこの後、平左衛門が、辰行妻石の実家出産の相談（B）で、未時（午後二時頃）に吉田家に赴いたことが記さ

れる。日頃の関係からしても、彼が此瀬村への途次にある日笠村の重頼家を訪れ、そこで難産の現場を見た可能性は高い。胎盤遺残は大量出血をおこし、産婦の生死に関わる。按腹など子宮収縮を促しても効果がないとき、たとえば用手剝離を行うが鎮痛剤なしでは激痛を伴う。翌二三日条には、家来半上六妹の難産死（β7）が書き留められている。石の実家出産を了解し、出産当日に大雨の中を駆けつけた平左衛門にも、それなりの〈出産・難産経験〉の記憶が蓄積されていたのである。翌日、実父広瀬新右衛門が「娘之産後」を見舞いに重頼家に来ており、産後六日目にあたる四月二十七日には、平左衛門も塩鯛一尾を祝儀として贈った。

なお、ここで生まれた女子は、三年後の宝永三年（一七〇六）六月二三日に、「重頼娘縫女四歳」の死亡記事があり、その頃流行していた「痢病」で死亡したことがわかる。平左衛門は、その「死穢」によって「不詣産社」「不入于戸内」とあり、盂蘭盆で「新魂祭」をしている（宝永3・7・7〜15）。

4 芝葛光妻（吉田長経娘、辰行妻石の妹）の出産（G1・2）

吉田長経に二女があり、長女石が平左衛門の子辰行の妻となったが、八歳下の妹鍋（前述Dで出生）は南都の怜人（楽人）芝河内守葛光に嫁した。日記にはその出産が二度記録されている。

（G1）宝永三年（一七〇六）七月六日条に、「去比」に男子出産したので、染帷子を贈っている（これから考えると出産は六月末か）。「初産」と特記されており、鍋一五歳。実家の吉田家ではなく、婚家の南都芝家で産んでいる。実母の吉田長経妻は、六月以来伊賀上野の自分の父方（高田道漸）に帰って居たが、娘の産のために伊賀から直接南都芝家へ到り、おそらく出産の世話をした後、産後の七月八日に吉田家に帰ってきたとある（宝永3・7・8、10）。鍋が「初産」であるのに婚家で出産したのは、実母が六月以来自分の実家に帰っていたからであろうが、高田道漸は七月二五日に八二歳で死去した（宝永3・7・27）。「無病」とも記されるが、老父の介護にあたっていたのであろう。（E）と同じく、老父介護が

娘・嫁の出産によって中断されたのである。

(G2) 正徳五年(一七一五)一月二日にも、南都の夫芝家で女子を産んでいる。鍋二四歳、この時は「胞衣滞」つまり胎盤が降りず、難産であるとの知らせが来ている。翌二日、姉の辰行妻石は、妹の「産後不快」を心配し、南都に駕籠で赴き二二日まで滞在している。二月五日に平左衛門が吉田家で「産後不平」の状況を尋ねると、「難治之症云々」と聞いている。そして、享保二年(一七一七)四月一日条に「一周忌」の記事があるから、正徳六〓享保元年の四月頃、つまり出産五ヶ月後に死亡したことがわかる(鍋二五歳)。芝家では一周忌を待たずに葛光に後妻を迎えている(享保2・3・10)、一周忌は「追善之沙汰」もなく簡単に済まされた。

ここで、『風俗誌』に広く見られる「初産は実家で」という習俗との関連で、これまでの事例を整理しておきたい。

①平左衛門の妻雪の場合、長男辰行を出産した初産は、婚家山本家で行われた。雪の実家が明石と遠方で、すでに実父母が死去しており、姑祐寿が健在だったからであろう。次の長女百の時も山本家であったが(A)、この時は姑祐寿は死去していた。

②辰行妻石の長女十出産(B)はおそらく初産と思われるが、姑の雪がすでに死去していたこともあろうが、実家吉田家での出産となった。次の源次出産は婚家山本家である(C)。

③横田重頼の前妻は、初産は実家広瀬家に帰っており、その後は婚家横田家であった(F1・2・3)。

④吉田長経の妻が次女鍋を出産(D)した時は、実母(高田道漸妻)が婚家吉田家に来て、出産の世話をした。

⑤吉田長経の娘鍋の「初産」は婚家芝家であるが、実母(吉田長経妻)自身がその間、婚家に滞在している(G1)。その後の出産も婚家であったが、「産後不快」で死亡(G2)。

①は初産も二回目以降も婚家。②③は初産を実家に帰って行っているが、二回目以降は婚家という事例。⑤の初産は婚家であるが実母が来て世話しており、④は初産でないのに実母が婚家に来て世話している。初産を実家の実母のもとで行

うという慣行は、この時期にはまだ明確ではない。むしろ、初産かどうかにかかわらず、実家の遠近や姑・実母の状況といった実情にあわせて決められていたというのがほんらいの形であり、(B)で出産前に両家の相談が行われたのはそのためであろう。そして、一方で平左衛門のように婚家が当然という觀念(B)が成立してくるなかで、実母が婚家に来て世話をするという中間的な形をとめないながら、産婦にとって最も不安な初産についてだけは実家でという習俗が形成されていったのではないか、という仮説をたててみたい。

5 家来の妻の出産

山本家の家来の妻の出産の事例が後掲【表2】の(β)欄のように一三例知られる(内一例は菩提寺の十輪寺の下男)。「家来」とは、「無足人」である山本家が戦鬪力として保持すべき被官身分であった。冒頭に述べたように、元禄五年(一六九二)には一〇人が確保されることになっているが、このうち「譜代」が三家ある。家族を持ち、山本家からの借地も含めて経営し、村内では百姓として自立しているが、なお山本家の「譜代家来」として個別的关系を結んでいるもので、そのほか通常の奉公人(出替・年季奉公人、あわせて下人とも)もいた。^⑥

家来の妻の出産に関しては、家来小八郎妻の男子・女子出産の場合(宝永7・2・13、正徳5・11・25、β10・13)、家来長四郎妻の女子出産の場合(正徳5・2・15、β11)に、いずれも一日目の「産所明」の際、家来側からの「所望」「請」に応じて生子に名前を与えていることがわかる。子の名付けはほんらい夫か義父がおこなうから、これは、(主家―譜代家来)という擬制的家父長関係の再生産を相互確認するものといえよう。また、彼らが幼名から成人名へ改名する場合にも、平左衛門が「肩絹・袴」を与え、山本家の「寝間台所」へ村人を残らず招き、政信・平左衛門・辰行の山本家三代「着座」の上、「酒宴祝」を行っている(貞享3・2・23)。辰行の男子源次が生まれた(C)の一日目の祝宴に「三家来子共」が招かれていたのも、主家新当主の認知のためであろう。

また、家来妻の難産などの場合には、主人の平左衛門が医療をうけさせていることがわかる。宝永三年（二七〇六）七月一八日の家来又七の妻の出産（β9）の場合、ちょうどこの地域では痢病が流行っており、妊婦でありながら痢病に罹った。直前の一六日、同じく痢病に罹った場合又六とともに医者富田三位の診察をうけさせている。又六は快癒したが、又七妻は一八日に「令半産」「危躰」となり、「痢病令本復」たにもかかわらず、翌日死亡した。三七歳であった。二〇日に土葬されているが、翌二一日、又七の所に「巫女」が来て、「亡妻寄死口」をしたのを、平左衛門も聞いている（宝永3・7・21）。

もう一例、家来勘右衛門女房の女子出産の場合（β1）をあげよう。

一三日「勘右衛門女房臨産」

一四日「勘右衛門女房臨産故、方々此道之巧者共雇之也」

一五日「家来勘右衛門女房、女子産之」(延宝4・4・13〜15)

「臨産」とは陣痛がはじまったことを意味するのであろう。一昼夜経っても出産できないため、平左衛門は「方々此道之巧者共」を雇い三日目によく女子が生まれた。こうした保護関係も〈主家―譜代〉関係の一面である。なお、「此道」とはおそらく医療ではなく、産婆的な技能や熟練であり、たとえば的場久右衛門妻母の「働功」が想起されよう。

なお、元禄一六年（二七〇三）四月二三日、家来半六の妹与津が「因難産、於南都夫家二死」という記事があるが（β7）、さらに五月五日条に「神社不参詣也、半六妹死・善右衛門母死、依触穢也」とある。平左衛門は毎年端午の節句には産土社に参詣しているようなので、それを中止したのである。家来善右衛門母の場合は山本家敷地内での死亡かも知れないが、半六妹は夫家で死亡したから敷地内ではなく、与津の名付親としての関係による触穢であろう。

さらに、家来への名付親関係がその従属・保護関係を再生産していることは、出産における夫や義父による名付や宮参儀礼の本質を示すものであろう。また、妻の「産穢」（A）のみならず、妻の実家安藤家の「産穢」（天和2・3・3）や

家来の妹の産死など、平左衛門が神社参詣や宮座行事等を憚る触穢は、名付ともあわせて、出産が男性家父長の生きる公的世界（郷村共同体および一部藤堂藩世界）とどのような関係にあるかを考える素材になるであろうが、これについては別に考えたい。

① 平山前掲「郷士家の家族的周辺」「大和の無足人について 第二」参照。

② 名前は石であるが、辰行の妻の石と混乱するので、以下、出家名の妙寿と記す。

③ 高齢者介護については、新村拓『老いと看取りの社会史』（法政大学出版局、一九九一年）、菅野則子『養生と介護』（日本の近世）一五、中央公論社、一九九三年）、柳谷慶子『近世の女性相続と介護』（吉川弘文館、二〇〇七年）など。男性当主による介護が注目されているが、今後の課題としたい。

④ 『風俗誌』には「初産ノ嫁ハ里方ニテ分娩シ」等とあり（山辺郡波

多野村・添上郡東里村など）、戦後の調査でも奈良県北部に比較的濃密に分布していることが確認されている（奈良県教育委員会『奈良県民俗地図―奈良県民俗文化財分布緊急調査報告書―一九八三年』）。

⑤ これを妻の婚家への包摂としてみると、たとえば寺檀制度について、妻が実家の宗旨を保ち続ける初期の形から、結婚したら婚家の宗旨と旦那寺に替えるという形へ、おおよそ元禄期頃までに変わっていく（大桑斉『寺檀の思想』教育者新書、一九七九年）のと同様な過程が進行したのではないか。

⑥ 平山前掲「無足人家の家来について」参照。

（三）異常産をめぐる

1 難産における母子の死亡

山本家の出産（一章）だけでなく、親類や家来層（二章）にまで事例を広げた時に見えてくるのは、難産や流産、胞衣の滞留・産後の不調・感染症など、出産をめぐる産婦と乳幼児の危うさであり、平産の周辺に広がる異常産の状況である。本章ではあらためて、そのことを検討したい。出産に際して母子が死亡する比率＝異常産死亡率はどのくらいなのであるか。

【表2】 出産母子一覧

	記事年月日		出生子	出産母
(α) 山本家および親類				
1	延宝4・6・18	山本平左衛門妻	流産×	
2	延宝4・9・19	安藤平兵衛妻	男子○	平産
3	延宝5・6・3	(A)山本平左衛門妻	女子○	平産・産後癩
4	延宝5・閏12・26	福住姉妙寿	子○	平産
5	天和2・2・25	郡山安藤某内室	女子○	平産
6	貞享3・1・20	西庄氏娘・狭河氏妻		産後死×
7	元禄5・1・24	(E)岡本権右衛門妻	男子○	
8	元禄5・2・2	(D)吉田長経妻	女子○	産婦上気眩、産後脾胃虚
9	元禄5・5・24	(F1)横田重頼妻	女子○	
10	元禄12・1・2	(F2)横田重頼妻	男子、3・13稚児死×	平産
11	元禄12・6・22	梅原武厚妻	男子、即日死×	産婦煩、快方
12	元禄16・4・22	(F3)横田重頼妻	女子○	安産
13	元禄16・5・14	(B)辰行妻・平左衛門嫁	女子○	泰産
14	元禄16・7・8	古市広瀬新兵衛妻・平左衛門姪	○	泰産
15	宝永3・7・6	(G1)芝葛光妻・吉田氏娘	男子○	初産
16	宝永3・8・12	十楚有見家養子勘右衛門妾	女子○	
17	宝永7・9・14	(C)辰行妻・平左衛門嫁	男子○	平産
18	正徳5・8・15	重頼娘・中城村基次郎妻	男子	
19	正徳5・11・11	(G2)芝葛光妻・吉田氏娘	女子○	産後不平難治之症、5ヵ月後死×
20	享保2・10・14	横田重頼妻吟	令産子卯八郎去月死×	
21	享保3・9・20	榎山源八妻(妙寿の孫)	男子○	初産
21件			子死4、母死2(異常産率28%)	
(β) 山本家等家来				
1	延宝4・4・15	家来勘右衛門女房	女子○	
2	天和2・6・3	家老左助妻	女子○	平産
3	天和2・7・7	家来六右衛門妻	男子○	平産
4	貞享3・12・7	善右衛門後妻	男子○、名寅八	
5	元禄12・12・21	十輪寺之助三郎妻	半産死体×	吐血・痙攣、×カ
6	元禄16・3・24	家来又七妻	女子○	
7	元禄16・4・23	半六妹与津女	×	難産死×(於南都夫家)
8	宝永2・8・25	小八郎妻	女子○	平産
9	宝永3・7・18	家来又七妻・中貫甚七郎女	半産×	半産死×(巫女口寄)
10	宝永7・2・13	小八郎妻	男子○、名三太郎	
11	正徳5・2・6	家人長四郎妻	女子○、名見屋	
12	正徳5・6・16	清九郎妻	女子○	
13	正徳5・11・15	小八郎妻	女子○、名吉	平産
13件			母子死3(23%)	
(γ) 知人等				
1	享保2・10・12	南都加世屋吉兵衛(商人)妻		産後死×
2	享保2・11・3	伊勢津小森少右衛門(武士)妻		妻産所対面
3	享保3・9・11	伊賀上野稲垣氏(武士)妻	男子○	泰産
4	享保3・閏10・9	京坂井七郎右衛門(町人)妻	女子○	
4件			母死1(25%)	
(δ) 村人				
1	(元禄5・2・9)	矢田原源次妹		産死×(流灌頂)
2	(元禄5・2・9)	鉢坪甚九郎妹		産死×(流灌頂)
3・4	元禄12・5・11	大野村左一郎妻・九右衛門娘	一兩日嬰児死×(去年産之嬰児も死×)	
5	元禄16・6・17	此瀬村清十郎妻	男子平産	即時死×
6・7	元禄16・12・18	中庄次郎兵衛妻	半産×・×	墮胎即日失命×(母も先年墮胎死×)
8	宝永3・9・20	横田村吉兵衛妻	半産×	
9	正徳5・9・25	喜兵衛妻		産
9件			子死3、母死3、母子死2	

総数47件(δ村人を除くαβγの38件中、異常産10件=26%)

平左衛門の日記一六年分に記された出産記事四七件をすべて【表2】に示した。そのうち、(a) 山本家とその親類に
関わるものが二一件、(β) 山本家等の家来が二三件、(γ) 平左衛門の知人が四件、(δ) 一般村人が九件である。(a)
(β) はいずれも、縁戚関係や保護関係にあつて、基本的に平産・難産にかかわらず記録されていると考えられる。また、
(γ) 知人というのは、平左衛門の京・奈良での宿泊先や、伊勢津・伊賀上野へ赴いて挨拶に訪れた藤堂藩家臣などで、
その家の産婦のことを偶然に知つたものである。これらに対して、一般の村人の出産(δ)については、中貫祭の記事で
喜兵衛が「妻産故、不参」とされた一例(δ9)を除いて、すべて難産や流産、墮胎などによつて母子が死亡した異常産
があえて記されたもので、平産であれば記されなかつたと考えられる。

したがつて、平産・異常産という選択がされずに記されていると考えられる(a)(β)(γ)の三八件についてみると、
(X) 子のみの死亡(流産・乳児死亡)が四件、(Y) 母子共の死亡(難産死)が三件、(Z) 母のみ死亡(産後死)が三件と
なる。子の死亡は(X)(Y)七人で、出産三八件に対して一八%、母 \parallel 妊産婦の死亡は(Y)(Z)の六人・一六%、少
くとも母子どちらかが死亡するような異常産はあわせて一〇件・二六%、そのほかの二八件・七四%は平産ということに
なる。なお、家来半六の妹与津(β7)のような「難産死」は母子共に死亡(Y)とし、親戚狭河氏妻(a6)や南都の
宿加世屋吉兵衛の妻(γ1)の「産後死」は、子は生まれた(Z)とみなしている。

あまりにもデータ数が少ないのであるが、それでも、第一に、出産四件に一件は母子どちらかが死亡するような異常産
であること、第二に、妊産婦死亡が、子の死亡に匹敵する高さであることの二点はおおよそ確認できるのではないか。異
常産の比率が(a)(β)(γ)それぞれでも近似した数値になること、(δ)においても妊産婦死亡が死産・乳児死亡と
同じ程度に存在することは、その傍証にならう。なお、平産とした中にも、吉田長経妻は「産後脾胃虚」を患つており
(a8・D)、梅原武厚妻は男子「即日死」のあと「産婦雖令煩、少属快方」とあり(a11)、横田重頼妻は後産に一〇時
間以上かかつて的場久右衛門妻母の働きで助かつた(a12・F3)ように、(Z)の数値に現れなくても、同じくらい危

険な場合があったことも無視できない。

2 医療と供養

このような難産の場合、男性医者者の「医療」はどの程度有効であったのだろうか。

最初に横田重頼の場合をとりあげよう。彼は前述したように、自家での妻の出産において、生後まもない乳児をなくし（F2）、妻の「胞衣滞」は的場久右衛門妻母の働きで切り抜けた（F3）。もちろん彼は、「下人六助寒霍乱、自曙天看之、危命之証也、重頼医之救急、並（平）活」（元禄12・閏9・22）、「平蔵（重頼）妻、昨夜食傷吐瀉腹痛危急、即平蔵以医术、並愈」（元禄16・6・8）と、確かに危急においても有能な医者であったし、平左衛門が最も信頼するホームドクター的存在であったが、難産については為す術がなかったのである。

また、菩提寺十輪寺の下男助三郎の妻の場合は、出産にあたって「吐血、身振（瘧變）夥」しく、横田重頼が「医療」を行っていた。ところが、その夜たまたまた代官稲垣氏が庄屋でもある重頼方に宿泊することになったので、それ以上の「訪問聞説」つまり往診ができなくなった。そこで平左衛門は、田原村の宇右衛門を雇って「加医療」させたが、翌日夜、平左衛門が助三郎の家を見舞った時には「令半産死体、依之婦人可令活命云々」、流産させてもいから母胎を助けてほしいと助三郎に懇願されている（元禄12・12・20、21、β5）。おそらく助からなかったと思われる。また、後述する中庄村次郎兵衛妻の場合も、墮胎に失敗して「危命」に陥った産婦（δ6）の助けが、やはり重頼に求められたが何もできなかった。

医者富田三位が治療した家来又七妻の場合、懐妊中に流行病に罹っていたのであるが、「痢病」は本復したが、結局流産し、母体も「危躰」となって翌日死亡した（β6）。他方、吉田長経妻の「産後脾胃虚」「腹瀉養性」は、奈良の吉岡涼哲の治療で治癒し（D）、この富田三位も「痢病」については本復させ得たように、彼らの医療は本道（内科的な処方）に

おいてはそれなりに有効であつたらう。しかし、胎児が横産などの故障で出せない、胞衣が下りないといった難産そのものに対しては、どうすることもできなかったのである。むしろ、的場久右衛門妻母や「方々此道之巧者共」（β1）のような、産婆的な技能と処置、その豊かな経験と熟練こそが、難産を救い得たのではないだろうか。

次に、難産で死亡した女性二人を「流灌頂」で弔う事例（δ1・2）を挙げる。

流灌頂二流、於当所大河、飛越・馬洗之辺、自十輪寺被為沙汰也、所志之亡魂者、矢田原源次妹・鉢坪甚九郎妹也、両女産死之者也、
 ……○招矢田原清厳 流灌頂之役僧……（元禄5・2・9）

流灌頂とは、水死した人や特に難産で死亡した女性の「亡魂」を供養するために、水辺で、灌頂の幡や卒塔婆を流して功德を回向するものである。それを主催したのは十輪寺であつたが、「産死」したのが矢田原村の源次妹と枝郷鉢坪村の甚九郎妹であつたため、「流灌頂之役僧」は、村の「惣堂」である「矢田原堂」の清厳^①がおこなつた。山本家ではその年に新たに死亡した一族や家来などを、毎年七月一日「盂蘭盆聖霊祭」で「新魂」として、読経や仏事を行つて供養していたが（元禄12・7・14など）、この流灌頂はそれとは明確に区別された仏事であつた。他方、家来又七妻が難産で死亡し、土葬の翌日に「巫女」が来て「亡妻寄死口」をしたことは前述した（β9）。難産への対応に男性医者^②の医療と産婆等の熟練という二つのレベルがあつたように、難産で死亡した女性の供養にも、菩提寺僧による「盂蘭盆聖霊会」だけでなく、村の惣堂僧による流灌頂や巫女の「死口寄」などいくつかのレベルが重層していた、つまり男性寺僧の仏事だけでは癒し得ないレベルがあつたのである。

3 墮胎・間引・捨子

元禄一〇年（一六九七）、郡山城の外堀で二人の嬰兒の死体が発見された。

南都・郡山、或在々所々、依困窮、自去冬、嬰兒其数多于所々捨置、自其所々役所、于其所々有穿鑿、然処郡山城外之堀ニ、両児

之死骸頭出故、頃日有稠穿鑿、則其親々令露頭 家中之士之僕奴云々、禁獄云々 (元禄10・1・18)

捨子をしたとして郡山藩家臣の「僕奴(武家奉公人)」が禁獄されたが、「依困窮」とある。「頃日有稠きびしき穿鑿」とは、生類憐れみ政策の捨子禁止令の^②ことであろう。正徳五年(一七一五)にも平左衛門は、春日山と香具山で捨子二人が狼に喰い殺された事件を、藤堂藩主による伊賀国中への困窮御救金二〇〇〇両の記事とあわせて記している(正徳5・5・25)。

また、元禄一六年(一七〇三)一月一八日、平左衛門が十輪寺で夕食の饗応をうけているところへ、中庄村の村人次郎兵衛が、妻が「令半産、危命」に陥つたと、夕饗と一緒にしていた横田重頼を呼びに来た。重頼は次郎兵衛の家に行つたが、戻つて来て、「婦人躰(病状)」はすでに「労倦(疲勞困憊)、脈無形、活命難計云々」と述べた。翌日、平左衛門は、彼女が前夜の内に死亡したことを知り、次のように日記に記した。

中庄次郎兵衛妻、昨夜死 杳掛(村) 清助娘、此女昨日到南都、以隱密之沙汰、令墮胎、即日歸家、失命、雖為不滿月小兒、令備天性人身也、為母之身令破胎之働、非人倫之道、天下之罪人也、依蒙天罰、墮命歟、此女之母、先年如此令墮胎死、希代之母子云々

(元禄16・12・19)

平左衛門にとつては、胎児もまた「令備天性人身」であり、墮胎は「人倫之道」に背く「天下之罪人」として、道徳的にも法的にも許されないと認識されている。しかも、「為母之身、令破胎之働」は母性の否定だとし、彼女の母も墮胎で死んだ「希代之母子」だとはげしく非難している。

他方、わざわざ奈良へ出て「隱密之沙汰」として墮胎したとすれば、次郎兵衛妻にも、社会的に許されないことだという罪の意識はあつたと思われる。また、次郎兵衛が最初に「令半産、危命」と述べたことからいえば、これまで「半産(流産・死産)」と記されてきたものにも「隱密」の墮胎や間引きが含まれていた可能性は十分にある。

平左衛門は「蒙天罰」としているから、生類憐れみ令の違法行為というより、道徳的な罪として認識していたようである。しかし、捨子については「稠穿鑿」をうける違法だと明確に理解しているから、彼のような階層の家父長にとつて、

道徳や法として捨子と墮胎をつなげることはそう無理なことではなかったと思われる。しかし両者は、母体にとつては全く異なる意味をもつ。領主の人口政策を受け入れるような素地が在地社会そのものにいかにありえたのか、最後にもう一度考えてみたい。

4 多産と早逝

そうした多死の条件のもとでは、山本家のような階層の家においては、家の継承を維持するために多産が求められる。

「山本家系図」^③によれば、平左衛門の兄弟姉妹では、一二人（男五女七）のうち五人（男二女三）が「早逝」と記され、成人したのは六割にとどまる。「系図」では長男平左衛門を最初に、あとは出生順に書いたと思われるが、日記での年齢表記などから判明する生年時の母祐寿の年齢を併記すると、平左衛門（二二歳）、次いで督（小橋氏）・石（岡本氏妙寿、一八歳）・小ヤ、（早逝）・政富（早逝）・ユク（早逝）・信匡（木村氏、三四歳）・丁（早逝）・覚勝（三六歳）・品（上田氏、四一歳）・フウ（加藤氏、四三歳）・平助（早逝）となつて、平左衛門の母祐寿が一七歳頃から四四歳頃まで二〜三年間隔で一二人を産んだと考えることも可能である（日記には別の妻妾の年忌記事等は見えない）。

平左衛門の妻雪の場合、一七歳で嫁し、一八歳で長男辰行を出産し、二二歳で流産（「系図」には記されていない）、二二歳で長女百を出産（A）、その後次男藤六、三〇歳で次女町を出産するが、三〇歳の時に藤六（五〜八歳）と百（九歳）を死なせている（貞享3・3・18、閏3・29）。雪は三六歳で死去するが、「系図」ではもう一人女子滝が記されており、嫁してから一四年の間に流産も含めて六回以上妊娠、五人出産したが、成人したのは三人（辰行・町・滝）となる。おおよそ数年に一度の妊娠になる。

辰行の妻石は、十・源次を出産するが（B・C）、二子ともその後の日記には現れず、源次は五歳未満で早世したと思われ（一人も成人しなかった）、結局、平左衛門の姉督が嫁した小橋家の孫女を養女とし、それに髻を迎えて跡取り（甚之丞

助与)としている(山本家系図)。なお、助与には一男三女があつたが、女子一人は「早逝」、男子は養子に出していたので、女子園に智を迎えたが「短命死去」、次の女子鶴にも智を迎えている。

また、平左衛門の姉妙寿が六九歳で死去した時に、以下の記事がある。

嫁岡本八左衛門、産多子、嫡男権右衛門 当時在津、次女子貞岸尼 南都興福院寺中、針村源七妻(辻)・布利女 未嫁在母家、古市広瀬
新右衛門妻(須磨)、此外男・女雖有之、幼少而死故、不載之(宝永3・2・25)

すなわち、妙寿は多くの子を産んだが、成人したのは一男(権右衛門)四女(貞岸尼・辻・布利・須磨)であつた。「山本家系図」では、嫡男権右衛門のほかに、新兵衛・七之助の男子二人が「早世」したと記されており、七之助は二歳で痘瘡で死去したことがわかる(延宝4・1・5)。ここでは「此外男・女：幼少而死」とあるので、早世した女子もいたとすると、少なくとも八人以上産んで五人が成人したということになる。

なお、「系図」の「幼少而死」「早逝」は出産に直接ともなうものとは限らないが、その後の痘瘡・疱瘡・痢病などの感染症の流行も考えれば、成人にまで達するのは半分を越えるかどうかということであろうか。多産がこうした乳・幼児死亡率の高さに動機づけられていることは、いうまでもない。

しかし、これを妊産婦死亡率の高さ(一六%)からみるとどうなるだろうか。祐寿や妙寿ほどではなくとも、壮年期二〇年余りかけて六回ほど懐妊すれば、これは、誰でもが死亡するという確率である。もちろん経産婦の難産度は低下していくだろうが、それにしても、この時代の女性は、多かれ少なかれ子を失うという経験だけでなく、自分ないし自分の母娘姉妹たち自身が死亡しうるのが常態という、そういう悲哀と恐れ・不安を共有していたのである。墮胎の母娘は決して「希代之母子」ではなく、十分にありうることだったのである。

① 「矢田原堂」の清厳は「郷中僧之一老」でありつつ、十輪寺の「結

衆」で、十輪寺で「法華読誦」をするなど学識もあり、平左衛門とも

「別懸」であった（延宝4・10・28、正徳5・3・11ほか）。

② 塚本学『生類をめぐる政治』（平凡社選書、一九八三年）、沢山前掲

『江戸の捨て子たち』、柴田純『日本幼児史―子どもへのまなざし』

（吉川弘文館、二〇一三年）。菅原憲二『近世京都の町と捨て子』

（『歴史評論』四二二、一九八五年）参照。

③ 以下「山本家系図」「梅原家系図」は、『大和国無足人日記』下巻、

三五五～三六八頁所収による。

④ 鬼頭宏前掲『人口から読む日本の歴史』一八四頁。

おわりに——補足と展望

近世前期の出産は、実母や親戚、懇意の女性たち、産婆や「惣市」といった技能をもつ女性、そして村の女房座など、女性たちの協働によって支えられていた。出産という行為のなかで彼女たちが直面していた中心的な問題は、妊産婦死亡の可能性である。それはこの時期の女性たちの共通体験であり、出産によって死ぬかもしれないという、そのおそれと不安を克服するための、親密性と技能水準を確保しうる歴史的形態こそ、女性たちの協働であった。

以上が、山本平左衛門日記を素材とした事例研究（モノグラフ）としての本稿が直接に明らかにしたことである。以下、先行する諸研究との関連を示しつつ、論証を補足し、いくつかの論点と仮説的な見通しを提示してみたい。

第一は、妊産婦死亡率の高さである。歴史人口学でこの問題に注目したのは、鬼頭宏である。信濃湯舟沢村の宗門人別帳の分析から、一五歳以降四〇歳を過ぎるまでの年代の女性の死亡率が男性のそれを大きく上回り、それが「ちようど出産年齢にあたっていることから、妊産婦の死亡によるものであることがわかる」。あるいは、結婚後「一〇年以内の妻の死亡は夫の三倍ある」。また、一七〇一～五〇年に出産した妻四八人のうち、一〇人二一%が出産と同年に、さらに一人三八%が出産の翌年に死亡しており、「結婚期間一〇年以内の若い妻ほど、出生と同年の死亡が多かった」とし、「妊娠や出産に伴う危険が、多くの母の命を奪っていたのである」と述べた。鬼頭は他方でまた、「懐妊書上帳」などによって、死産を出産数の一〇～一五%、一歳未満の乳児死亡を出生児の二〇%近くとしているので、妊産婦死亡は死産・乳児

死亡に匹敵するものであった。^①この出産可能年代や結婚後の女性の死亡率が男性死亡率を大きく上回ることは、斉藤修の美濃三カ村の分析や乾宏巳の大坂菊屋町の分析でも確認されている。^②

また、須田圭三の飛騨高山の寺院過去帳の調査によれば、一七七一〜一八五二年の八二年間で、産死一一七件（難産死ⅡYの四六人と産後死ⅡZの六六人）、夭折・水子（新生児死亡・死産ⅡX）五九人が知られる。そのほかに、一〇歳以下の乳幼児死亡と思われる「虫」（小児の病気の総称）による死亡が七四八人あるので、そのうちの一定数は出産に関わる乳児死亡と思われるが（出産総数がわからないので率を出すことはできない）、いずれにしろ出産にともなう死産・乳児死亡（X・Y）に対して、母体の難産死・産後死（Y・Z）がかなりの比重をもっていたことは明らかである。

史料が具体的であるほど地域偏差も大きいであろうが、平左衛門日記からの一六%（これには一般村人は含まれていない）とあわせて、とりあえず近世中後期の妊産婦死亡率を二〇%ほどとしておく。

第二に、こうした妊産婦死亡率の高さへの恐れ・不安を文学的に形象化したものが、ウブメ説話である。西田耕三「産女ノート」^④はそうした説話を博搜している。私なりに読み込めば、ウブメ説話には、死産・難産死・産後死（X・Y・Z）という、すべての産死の形が描かれており、「持ち籠もり」といわれる難産で孕んだまま死亡した（Y）の苦悩や、あるいは墮胎死させてきた子（X）への無念が表現されている。それらの原型は『今昔物語』『日本霊異記』に遡るとしても、近世に入ると『諸国百物語』『諸国雑談集』をはじめとしたさまざまな物語集に一齐に現れてくるだけでなく、西鶴や近松の作品にも登場して文学的形象化をとげ、近世中期以後には南北・京伝らにより複雑な怨霊小説となつてゆく。ところで、平左衛門と同時代に生きた、河内国在郷町大ヶ塚の上層農民の記録『河内屋可正旧記』（巻十）に、次のようにあることを木場貴俊が指摘している。^⑤

難産にて死たる者ハ、うかむ事あたはず、うぶめと云者に成て、哀れなる声を出し、なきさげび、夜なく〜来ると云者有、其外

種々のあやしき事をもてはやす時節有、尤人死て中有とて、未来生の定まらざる内にハ亡魂帰り来ると云説、仏書になきしも非可正自身は、仏教の中陰説もありうるとしつつも批判的であるが、近世前期に、こうした説話が現実には語られ、「もてはや」され、さまざまなる本も出るのはなぜだろうか。黒田俊雄は、中世社会とは、「究極は中世の生産力水準と支配関係がもたらす災厄、つまり飢餓・疾病・盗難・自然災害・収奪・戦乱などが、いつも人びとの安穩を脅かし、無残な悲劇的な話題にはこと欠かなかつた時代であ」つたという^⑥。そして、近世の泰平と安定、生産力の向上によつて、人々はそうした無念で無惨な死からある程度解放されたのであるが、残された制御できない残酷な死として産死が前景化されたのではないだろうか。ウブメ説話には流灌頂がよく出るが、平左衛門日記でも、孟蘭盆・流灌頂・口寄せ巫女など、多様な供養のレベルがみられた。

第三に、この時期の医療の問題である。前述したように、男性医者の医療はほとんど有効ではなかつた。中条流の産科医書では、「振り出し薬」を飲ませるなどのほか、水銀を含む「腐れ薬」などを直接膣に挿入して（「握り薬」「挿し薬」）、胎児を腐食させたり、胞衣を出させる、といった方法があつたとされる^⑦。中庄次郎兵衛妻が南都で隠密に「墮胎」をしてもらったというのは、このような中条流の医者の可能性はある。逆にいえば、横田重頼らには、気付け薬や血止め薬、催生薬（はやめ薬・陣痛促進剤）といったことしか為す術はなかつたのではないか。むしろ、産婆や巧者の按腹による胎児の位置修正などの熟練や経験が、最善の現実的医術だつたのではないか。

第四に、〈家〉の問題。民俗学における「七歳までは神の内」が誤りであることを示した柴田純は、それにかわつて次のようにいう——中世から近世になつて小農民の〈家〉が広範に成立し、家が子供を育て、村でも寺子屋ができ、子供の初等教育が始まる。近世中期になると村全体として子供を守り育てていこうという意識もうまれてくる。「子宝」観念⇨幼

児保護観念が成立し、それが「捨子養育の受皿となりうる条件」を成立させていった。子供に聖性があるからではなく、実際に人々が「子宝」として保護・教育の必要を認め、その現実的条件が成立したから、というのである。^⑧ 少なくとも歴史学の側では柴田説は認められつつある。

しかし、〈家〉を家父長だけでなく、妻・母・娘という女性をふくんだものとしてみれば、「子宝」観念だけではなく、農繁期労働との調整や家継承のための多産など、成立した〈家〉は母体保護や女性身体の主体性との矛盾をはらんだものであることが了解されよう。

平左衛門の考えをみよう。彼が墮胎について、「月に満たざる小児たりと雖も、天性を備えしむ人身也」と述べ、「母之身」として墮胎するのは「非人倫之道、天下之罪人」、「希代之母子也」とはげしく非難したことは(δ6・7) 前述した。また、大野村の左一郎妻が二年連続で「嬰兒」を死なせたのを「惜哉」(δ3・4) と記しており、確かに彼には幼児保護観念があったが、たとえば母体保護のために不要な出産をふせぐ墮胎という考えがあったかどうか。他方で、十輪寺下男助三郎に「流産してでもいいから難産で苦しむ妻 \parallel 母体を救ってほしい」と言われたことも日記に記している(β5)。嫁石の実家での出産を認めつつも、それは「当家初例也」であって、ほんらいは山本家の出産としておこなわれるべきだという考えもある。平左衛門の考えは、〈家〉の論理と母体保護とのゆらぎの中にある。母体を守るものとしての「一門中女中」や「村之姥共」の協働は、こうした家父長たちの〈家〉の論理を相対化する位置にある。

沢山はその詳細な研究のなかで、近世後期の領主政策や間引き教諭書について、それが、妻に墮胎や間引きの責任を問い、生殖・出産は婚姻内でのみ行われるべきだという性規範を求め、「女の身体は何よりも〈産む〉身体として意味づけられていく」と述べる。^⑨ そうした領主政策の起点 \parallel 原基形態は、「夫婦かけむかい」という近世農民の〈家〉の成立そのものに内包されており、そして平左衛門のゆらぎの中にある。

第五に、妊産婦死亡率と乳児死亡率は、第一に述べたように、近世後期まではほぼ共通していたが、その後に劇的な違いがある。

明治三二年（一八九九）版の『日本帝国人口動態統計』によれば、妊産婦死亡率は、「産褥熱」による死者一七六七人と「妊娠及産二因スル疾患」の死者四四七三人の合計六二四〇人を、出生総数一三八万六九八一件（生産一五二万二七〇八件）と死産二万五七二七件の合計件数で除した〇・四一％になる。他方、死産率は、死産数を総出生数で除した九・八％。乳児死亡率は、一歳未満の乳児死亡数二二万三三九人を生産¹¹出生数で除した一五・四％で、死産・乳児死亡あわせ死亡率は二五・二％になる。同じ出生総数を基礎にしながら、この二つの値には数十倍の質的な差がある。また、前述した近世後期のそれと比較したとき、死産・乳児死亡率があまり変わらないのに対し、妊産婦死亡率の減少はきわめて顕著である。産婦はほとんど死なくなつたのである。¹⁰

第六に、それを可能にしたのは、賀川流回生術であつた。回生術とは、体内で胎児が死亡して分娩が不可能になつた場合、鉤とよばれる鉄製金具を膈から入れて、死胎児を細かく分解して摘出する技術。鉤胞術は、産後胎盤がおりてこない時に鉤を入れて掻き出す術である。のちには鉤を使わず手で引き出す技術に改変され、さらに母子両方を助ける双生術が悲願とされる。備前国在村医中島友玄の産科医療の診療記録（天保五〜明治三年）を分析した鈴木則子は、三七年間で二七四件中、七六件の回生術、一九八件の鉤胞術が行われ、死亡は二一件であつたことを明らかにしている。¹¹つまり難産の九二％が救われたのである。

もちろん賀川流を学んだ医者すべてがこれほど熟練していたわけではないであろうし、その都市から農村、地方への展開に時差もある。今かりに、難産での母体の八割がこれで救われるとすれば、近世後期の妊産婦死亡率二〇％は四％になる。近世後期・幕末からの賀川流の普及と明治にはいつての新産婆による衛生改善なども考えれば、ほんらい免疫力を

もつ成体である母体は感染症などにも強く、難産さえ越えれば〇・四一%という死亡率になることは十分に考えられるのである。

賀川流産科の普及が果たした役割の大きさはあきらかである。しかし、それをすぐに出産の医療化や男性医者による女性身体の管理へとつなげるのは飛躍であろう。平常産そのものは、ふつうに行われていたからである。このことは沢山も指摘しているが、冒頭に平常産と異常産の比率を知るべきだと述べたのはこのことに関わっている。

第七に、民俗学調査について。本稿で利用した『奈良県風俗誌』の調査は一九一五年、最もよく利用される『日本産育習俗資料集成』は一九三五年の調査である。その内容は、これまで漠然と幕末くらいまで遡れるだろうとみなされてきた。そのことを考えなおすべき事例を一つあげる。山中浩之は、近世後期の河内国在郷町富田林の杉山家の記録から、実際には死産や二日目に死亡したのに「安産」と記されていることを見いだす。しかも、六日目・一日目には「安産二付、まくら直し悦致申候」などと、近隣を招いての祝宴や餅配り、産婆への祝儀なども行われた。それは誤記ではなく、嫁の代でも同じである(寛政二〜文化五年)。山中は「安産」とは母体が安全な状態で出産という行為をなしとげたこと自体を表現する言葉¹²⁾である¹³⁾と述べる。福岡藩の下級藩士安見家三代の日記を分析した横田武子は、出生すれば子の名前などを記すのに「平産」とのみ記す三代の妻たちの事例(寛延二年¹⁴⁾)をあげ、出産はあったが子は生まれていない、「母胎保護のため」の墮胎や間引きだったのではないかと推測する。また沢山は、岡山藩で出産翌日に女児が死亡しているのに「安産」として町奉行所に届けられた事例(寛政四年)をあげ、「母親の生命が無事であれば『安産』と表現するところに、母親の生命が出産で失われやすい当時の状況が示されている」とする¹⁴⁾。

平左衛門の日記ではこのような事例を確認できなかったが、妊産婦死亡の比重の大きさを考える時、「安産・平産」という表現が母体無事をこそ共通の実感をもって祝う習俗として存在していたことは十分に首肯できる。しかし、従来の民

俗学では子が死亡しているのに「安産」として祝うという習俗は全く知られていない。また、その他にも「まくら直し」産所明」といった、母体を中心に考えるべき産育儀礼がさまざまにあったかもしれない。しかし、一九一五・三五年の頃には、妊産婦死亡はほぼ問題ではなく、その経験や記憶は遠いものとなっており、産育儀礼の民俗調査はそれらを、当時なお緊要で現実的な意味をもっていた乳幼児の保護と成長を軸に再解釈・再整理してしまったということではないだろうか。

巻、法蔵館、初出一九八一年。

- ① 鬼頭宏前掲『人口から読む日本の歴史』第四・五章。
- ② 斉藤修「人口転換以前の日本における mortality パターンと変化」『経済研究』四三卷三号、一九九二年、乾宏巳「大坂菊屋町における結婚・出産・死亡」〔大阪教育大学紀要 第二部門〕三九一、一九九〇年。
- ③ 須田圭三『飛騨〇寺院過去帳の研究』（私家版、一九七三年）。
- ④ 西田耕三「産女ノート」『怪異の入口―近世説話雑記』（森話社、二〇一三年）。勝田至「村落の墓制と家族」〔中世を考える―家族と女性〕吉川弘文館、一九九二年、堤邦彦「近世仏教の学問と俗文芸」〔文学〕八一三、二〇〇七年。など。
- ⑤ 『河内屋可正旧記』（清文堂資料叢書、一九五五年）、木場貴俊『怪異をつくる―日本近世怪異文化史―』（文学通信、二〇二〇年）。
- ⑥ 黒田俊雄「日本中世における武勇と安穩」〔黒田俊雄著作集〕第六
- ⑦ 杉立前掲『お産の歴史』第六章。
- ⑧ 柴田前掲『日本幼児史』。
- ⑨ 沢山前掲『出産と身体の近世』第六章など。
- ⑩ 斉藤前掲論文は、この年代の男女死亡率の差をさらに近代まで延長して、「妊娠・出産にともなう死亡が無視し得ぬ割合であった」ということは、徳川時代から昭和の初めまで一貫して観察される現象であった」とするが、「昭和の初めまで一貫して」は誤りであろう。
- ⑪ 鈴木則子「回生鉤胞代臆」からみた中島友玄の産科医療」〔備前岡山の在村医中島家の歴史』思文閣出版、二〇一五年）。
- ⑫ 山中前掲「在郷町商家における産育儀礼」。
- ⑬ 横田前掲「福岡藩における産子養育制度」。
- ⑭ 沢山前掲『出産と身体の近世』一四六頁。

【付記】本稿は、二〇一三年一二月に奈良女子大学生生活環境学部公開講座「江戸のリプロダクション」および、翌一四年一二月に上智大学比較文化研究所シンポジウム「一九世紀日本の女性とネットワーク」において報告したものをもとにしている。

（京都大学名誉教授）

Childbirth in Early Tokugawa Japan: Testimony from the Diary of
Yamamoto Heizaemon

by

YOKOTA Fuyuhiko

Research on childbirth in early modern Japan has so far relied on findings of early twentieth-century ethnographic surveys in addition to documents relating to late Tokugawa population policies outlawing abortions and infanticide. Direct accounts of regular childbirth preceding policy intervention by territorial lords have been difficult to come by. The present article analyzes cases of childbirth recorded between 1676 and 1720 in the diary of Yamamoto Heizaemon 山本平左衛門, a *musokunin* 無足人 (village elite retaining samurai status but no stipend) of Tōdō Domain, resident in Soekami County of Yamato Province. It demonstrates that childbirth in the early Tokugawa period depended on cooperation among women in various roles, and documents the performance of rituals relating to childbirth and child-raising. It also undertakes an estimate of the maternal mortality rate. Continuities with folk practices recorded in Taishō-era ethnographic surveys are reassessed on this basis.

Key Words; Early Tokugawa Japan, Women's cooperation, Maternal mortality rate, Childbirth Rituals, Yamamoto Heizaemon's Diary